

28 東京法学院学制の改正

〔『法学新報』第二九号 明治二十六年八月二十八日〕

○同院学制の改正

同院は前学年に於て諸般の改正に着手し聊か得る所なきにあらす於是乎益進みて其全備大成を期せんとし左記の如く学制の改正を為したりと云ふ余輩は喜んで天下に紹介す

一 学科 同院は今春勅令第十一号を以て設置せられたる法典は

調査会に於て調査進行中なる既成法典修正の方針に従ひ大に組織を改め各科目として本邦既成の法典を基礎とし且つ汎く欧米の法理に涉り殊に歐洲に於ける最近の学説をも参酌し從來講義の体面を一変して斬新正確なる学理と機敏周到なる実務の鍛練とを授けんとす

二 試験法 試験法の不完全なるより受験者の不平を招くは今日公私学校間の通弊なり同院は数年の経験に基き大に試験法を改正し此弊を絶たんとす

三 学生の勤惰調査 同院は学生の取締を厳にし毎月其勤惰を調査し保証人に照会し且つ其勤惰の如何を以て試験の際評点を附するの参考となす

四 特待生及び貸費生 同院は前学年に於て学生を奨励せんとするの微意より特待生なるものを設けたり今進みて貧困にして講学の志望を達し能はざるもののために学資を貸附するの制を加ふ

五 撰科 同院は就学者の便を計りて撰科の制をも新に設けたり